

2013年10月21日

各位

株式会社 りそな銀行

2013年10月に発生した台風26号により被害にあわれた皆さまに対する  
復旧支援融資制度の制定について

この度の台風26号により被害にあわれた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）は、今回の台風26号による災害復旧にかかる資金需要にお応えすべく、下記の通り、復旧支援融資制度を制定しましたのでお知らせいたします。

記

（制度内容）

	(1) 住宅ローン	(2) リフォームローン	(3) フリーローン	(4) 事業資金
対象者	今回の台風26号により被害にあわれた個人のお客さま(原則、市町村長による「罹災証明書」をご提出いただきます)	同左	同左	今回の台風26号により被害にあわれた事業者(法人、個人事業主)のお客さま
資金使途	住宅の取得、買替、住替、または増改築、補修資金	住宅の増改築・補修資金等	災害から復旧するために必要な生活資金(自動車購入等)	事業資金
融資金額	1億円以内	5百万円以内	3百万円以内	20百万円以内
利率	標準金利から年1.6%割引(保証料金利上乘せ型の場合、年1.4%割引)	標準金利から年1.5%割引	標準金利から年3.5%割引	1.475%～(変動金利、2013年10月21日現在)
返済期間	35年以内	10年以内	10年以内	最長5年
取扱期間	2013年10月21日(月)から 2014年3月31日(月)申込受付分まで	同左	同左	同左
取扱店	りそな銀行の全店			

※ 上記以外の詳しい商品内容やご融資以外のご相談につきましても承りますので、りそな銀行の各本支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

※ ご融資のお申込みに際しては当社所定の審査をいたします。結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますのでご了承ください。

※ 既に当社で住宅ローンをお借り入れのお客さまのご返済についても柔軟にご相談させていただきます。以下専用ダイヤルをご利用ください。

	りそな銀行住宅ローン ご返済相談コール
ダイヤル	0120-61-3989
受付時間	平日 9:00 - 17:00

以上